

(別添)

「施工体制に係る積算内訳説明書」【確実性審査用】作成要領

- 1 別途配布する書式ファイル(EXCELで作成)を基に、必要に応じ加除修正して作成してください。  
ただし、必要事項がすべて記載されていれば、他の方法・書式で作成しても構いません。
- 2 この説明書は、技術提案の実現に必要な施工体制の確保が可能かどうかについて、入札額の見積内訳から審査するものであるため、入札時に持参した「工事費内訳書」を基に作成してください。  
ただし、「値引き」については、どの経費から値引きしたのかを明らかにするため、値引き額を各経費に配分してください。  
※ 値引き額が記載されている場合は、必要な施工体制が確保できるか審査できないため、「技術提案の実現確実性が極めて低い」と判断することになりますので注意してください。
- 3 技術提案の実現に必要な施工体制の確保や、安全衛生管理体制の確保のために必要な経費が見積もられているかどうかを確認するため、共通仮設費(率分)と現場管理費について次の内訳毎に見積額を記載して下さい(各経費の内容については別紙資料を参照してください)。
  - (1) 共通仮設費(率分)の内訳すべて
    - ア 運搬費
    - イ 準備費
    - ウ 安全費
    - エ 技術管理費
    - オ 営繕費
    - カ 現場環境改善費※ ア～カは共通仮設費(率分)の構成費用のすべてとなるので、合計額は共通仮設費(率分)の額と一致することになります。
  - (2) 現場管理費の内訳の一部
    - a 安全訓練等に要する費用
    - b 法定福利費※ a及びbは現場管理費の構成費用の一部となるので、合計額は現場管理費の額の内数となります。
- 4 下請発注を予定している場合は、一次下請予定業者すべてについて「発注予定額、業者名、建設業許可番号、許可業種名、発注予定工種」を記入してください。  
また、下請発注予定額については直接工事費だけでなく、共通仮設費、現場管理費についても記入してください。ただし、下請業者の一般管理費は元請業者の現場管理費に計上してください。  
※ 下請予定業者とは、建設業法第2条第4項で規定する下請契約を締結する必要のある業者をいいます。(施工体制Q&Aなどを参考にしてください)
- 5 下請発注を予定している工種について、予定業者が未定の場合は「業者名未定」として、発注予定見積金額を記入してください。  
なお、この積算内訳説明書は契約締結後に下請工種や業者を変更することを制限するものではありませんので、入札時点での予定を記入してください。
- 6 本件「施工体制に係る見積内訳説明書」作成に当たっては、上記のほか別紙作成例を参考としてください。

(別紙資料)

共通仮設費(率分)、現場管理費の構成費用の説明

(1) 共通仮設費(率分)

ア 運搬費

- (ア) 質量20t未満の建設機械、及び器材等の搬入、搬出並びに現場内小運搬
- (イ) 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t吊以上は除く)
- (ウ) 建設機械等(重建設機械含む)の日々回送(分解・組立・運搬)に要する費用
- (エ) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬(特殊な現場条件により分解・組立を必要とする場合、その費用は含まない)
- (オ) トラッククレーン(油圧伸縮ジブ20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用。

イ 準備費

- (ア) 着手時の準備費用
- (イ) 施工期間中における準備、後片付け費用
- (ウ) 完成時の後片付け費用
- (エ) 工事着手前の基準測量等の費用
- (オ) 縦、横断面図の照査等の費用
- (カ) 用地幅杭等の仮移設等の費用
- (キ) 丁張り設置等の費用
- (ク) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹尾を除去する伐開・除根・除草と、それに伴う現場内の集積・積込及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用。

ウ 安全費

- (ア) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- (イ) 不稼働日の保安要員等の費用
- (ウ) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置・去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- (エ) 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広大な工事(ダム・トンネル工事)は除く。)
- (オ) 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- (カ) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- (キ) 粉塵作業の予防に要する費用(「ずい道建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。)
- (ク) 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用
- (ケ) 安全用品等の費用
- (コ) 安全委員会に要する費用

エ 技術管理費

- (ア) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用
- (イ) 出来型管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- (ウ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (エ) 完成図、マイクロフィルム等の作成及び電子納品等に要する費用
- (オ) 建設材料の品質記録保存に要する費用
- (カ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- (キ) コンクリートの単位水量測定、コンクリートのひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- (ク) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
- (ケ) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- (コ) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験に要する費用
- (サ) トンネル工(NATM)の計測AIに要する費用
- (シ) 塗装膜厚施工管理に要する費用
- (ス) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用
- (セ) 施工管理で使用するOA機器の費用
- (ソ) 品質証明に係る費用(品質証明書)
- (タ) 建設発生土情報交換システム及び副産物情報交換システムの操作に要する費用

オ 営繕費

- (ア) 現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
- (イ) 労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
- (ウ) 倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
- (エ) 上記3項目に係る土地・建物の借上げに要する費用
- (オ) 労働者の輸送に要する費用
- (カ) コンクリートダム・フィルダム工事における監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用

カ 現場環境改善費

(2) 現場管理費(一部)

a 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

b 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額